

インフォメーション

砺波市役所 tel 33-1111・fax 33-5325

くらし・行政

公営・特定公共賃貸住宅の 入居者を募集します

都市整備課 ☎内線243

公営住宅（収入月額20万円未満の方）、特定公共賃貸住宅（収入月額20万円以上の方）を対象とした市営住宅の入居者を募集します。
（詳細は申込期間中、ホームページに掲載しています）

入居資格

- ①同居または同居しようとする親族のある方
 - ②収入の基準を満たす方
 - ③住宅を必要としている方
- 申込期間**
公営住宅 7月1日（金）～14日（木）
特定公共賃貸住宅については、随時受付します。

臨時保育士募集のお知らせ

高齢児童課 ☎内線153

市では、保育所で臨時に保育士が必要になった場合などに勤務していただける方を募集しています。
応募資格 保育士資格をお持ちの方
選考方法 面接（随時）
必要書類 履歴書（写真貼付）
資格証の写し

※詳しくは、お問い合わせください。

看護師・保健師嘱託職員の募集

高齢児童課 ☎内線153

勤務内容 太田保育所に勤務し、乳幼児の保健指導を行っていただきます。

応募資格 保健師または看護師資格を持ち、8月1日から勤務可能な方
応募期限 7月8日（金）まで
募集人数 1名

選考方法 面接
必要書類 履歴書（写真貼付）、資格証の写し

子育て講座 あいあいルーム

高齢児童課 ☎内線152

保育所の保育士、調理師らが持っている保育の知識を、地区に出かけて皆さんにお伝えします。おおむね10人以上お集まりの会合であれば、いつでも、どこでも出かけます。

内容 手遊びや手作りおやつなどを紹介します。
対象 自治会や婦人会、企業などの会合の際に利用ください。

高齢受給者証が更新されます

市民課 ☎内線136～139

8月から国民健康保険高齢受給者証が新しくなります。

新しい高齢受給者証は、7月下旬に該当する方へ直接郵送します。今まで使っていた高齢受給者証は8月1日から使えなくなりますので、ご注意ください。

なお、使えなくなった高齢受給者証は、各家庭で処分してください。

入院時の食事代が減額されます

入院したときの食事代は、1日あたり下記の標準負担額となっています。入院時または事前の申請により、「国民健康保険標準負担額減額認定証」「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」「老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受け、病院等へ提示された方は、食事代が減額され入院時の食事代標準負担額（1日あたり）

一般、一定以上所得者		780円
住民税非課税世帯*1 低所得Ⅱ*2	90日までの入院	650円
	90日を超える入院 （過去12カ月の入院日数）	500円
低所得Ⅰ*3		300円

- *1 世帯主および国民健康保険被保険者が住民税非課税の方。
*2 70歳以上の方で、世帯主および国民健康保険被保険者が住民税非課税の方。老人医療受給者で、世帯員全員が住民税非課税の方。
*3 70歳以上の方で、世帯主および国民健康保険被保険者が住民税非課税かつ、所得が一定基準に満たない方。老人医療受給者で、世帯員全員が住民税非課税かつ、所得が一定基準に満たない方。

【申請に必要なもの】

- ①国民健康保険に加入している方……国民健康保険証、印鑑、
高齢受給者証（70歳以上の方）
- ②老人保健で医療を受けている方……健康保険証、老人医療受給者証、印鑑

既に交付を受けている方の減額認定証の有効期限は、7月31日までとなっています。交付要件を満たしている方には、市より更新手続きのご案内をいたします。引き続き減額認定証の交付を希望される方は、窓口へ申請ください。

問合せ 市民課国保年金係 ☎内線136～139

ゆずります もとめます

生活環境課 ☎内線142

ゆずります 電気マッサージ・ベビーカー・幼児用ペダル式自転車・運搬タンク・コンバイン・冷蔵庫・三輪車・屋内用滑り台・学習机・精米機・24時間風呂 ほか

もとめます ファックス・庄東小制

服（女児用）・ハシゴ・血圧計・車椅子・全自動洗濯機・エアコン・除湿機・畑用耕運機・和ダンス・かや・電動自転車・2段ベッドほか



市の農業と農家の皆さんの利益を守るために 7月10日は農業委員選挙の投票日です

砺波市選挙管理委員会事務局 ☎内線211

7月10日(日)は、市の農業委員会委員選挙の投票日です。農業委員会は、農業のいろいろな問題を解決したり、農業と農家の利益を代表する機関として、法に基づき設置されている行政委員会です。

委員会は、選挙によって選ばれる委員21名、市議会や農業関係機関の推せんによって市長が選任する委員6名、計27名で構成されています。

選挙の日程

告示 7月3日(日)
立候補届出 7月3日(日) 午前8時30分～午後5時
投票日 7月10日(日) 午前7時～午後8時

投票できる方と立候補できる方

- 選挙区内に住所のある方
 - 投票できるのは3月31日現在で満20歳以上の方、
 - 立候補できるのは7月10日現在で満20歳以上の方
 - 10アール以上の農地を耕作し経営している方、その人と同居する親族か配偶者で年間60日以上農業に従事している方
- *1月10日までに農業委員会へ選挙人名簿記載申請書を提出し、選挙人名簿に記載された方に限ります。

選挙区及び定数

- 第1選挙区(3人) …五鹿屋・東野尻・鷹栖
第2選挙区(4人) …出町・若林・林・高波
第3選挙区(5人) …庄下・油田・南般若・柳瀬・太田
第4選挙区(5人) …中野・東山見・青島・雄神・種田
第5選挙区(4人) …般若・東般若・梅檀野・梅檀山

入場券

投票ができる方には、**投票日の前日までに**入場券を郵送します。(ただし、投票が行われる選挙区のみ)

投票所

市内25カ所の投票所で行われます。投票所の場所は入場券に記載してあります。

期日前・不在者投票

投票日当日、仕事などの都合により投票所へ行けない方は、期日前・不在者投票ができます。詳しくは、選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

18年度以降は4千円になります。

配偶者の市県民税均等割の非課税措置が段階的に廃止されます

これまで、市県民税均等割の納税義務のある夫と生計を一にする妻で夫と同じ市内に住所を有する方の場合は、所得の有無にかかわらず均等割は課税されませんでした。しかし、平成17年度からこの非課税措置が段階的に廃止され、妻の所得金額が一定金額を超える場合には均等割が課税されます。その均等割額については、平成17年度は2千円、平成18年度以降は4千円になります。

市県民税が変わります

税務課 ☎内線1111-1113

配偶者特別控除が一部廃止になります

昨年までは、パートなどの給与収入が103万円未満の配偶者がいると配偶者控除及び配偶者特別控除のどちらか受けることができましたが、平成17年度からは、配偶者控除のみになります。ただし、給与収入が103万円を超え141万円未満の配偶者がいる場合は、これまでどおり配偶者特別控除のみを受けることができます。(金額は、配偶者の収入によって変わります。)

庄川上流地域見学会参加者募集

砺波散村地域研究所

☎32-2339

テーマ

「庄川源流部の自然と文化」

とき 7月29日(金)

午前7時20分集合

集合場所 砺波郷土資料館

主な見学地 荻町合掌集落、御母衣

ダム、魚釣り滝、庄川源流部、高山

市六蔵(旧庄川村)など

定員 先着35名

参加費 3000円(昼食代含む)

申込期限 7月22日(金)

自衛官募集

自衛隊砺波募集案内所

(本町6-11) ☎33-3797

募集種目 2等陸・海・空士

受付期間

7月1日(金)～9月16日(金)

応募資格 日本国籍を有し、平成18

年3月高校・短大等卒業(見込み)

の方、または平成18年4月1日現在、

18歳以上27歳未満の方

試験日 9月19日(月)および20日(火)

※ただし女子の方は、25日(日)

アドレス

<http://www.toyama.pio.ida.go.jp>

ワクワクとなみ野大発見

となみ野に遊ぶ

企画調整課 ☎内線204

砺波広域圏ふるさと再発見

バスツアー参加者募集

対象 小学校5・6年生

とき 8月11日(木)

参加費 午前9時～午後3時

コース 2000円(傷害保険料として)

次の3コースの中から選んでね。

①城端↓いなみ木彫りの里創遊館↓

庄川水記念公園↓城端桜ヶ池公園↓

福光南砺リサイクルセンター↓城端

②城端↓福光10Xアローザ↓福野

安居寺↓チューリップ四季彩館・公

園↓砺波広域圏消防本部↓城端

③城端↓利賀富永一朗とが漫画館↓

平五箇山和紙の里↓上平桂湖↓上平

世界遺産・菅沼合掌集落↓城端

申込期限 7月15日(金)

国民年金保険料

納付が困難な場合は申請手続きを！

経済的な理由などで国民年金の保険料を納めることが困難な場合には、次のような制度があります。

申請免除、若年者納付猶予制度、学生納付特例制度

保険料の免除を受けられるかどうかは、前年の所得によって判断されるため、毎年申請をする必要があります。免除および若年者納付猶予の承認期間は、7月から翌年6月末までです。平成17年6月末までに申請され承認を受けた方で、7月からの免除希望の方も申請が必要です。なお、学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までです。

●申請免除を受けられるのはこんな場合

前年の所得が一定額以下の場合。所得額や扶養親族の数によって基準が定められています。申請免除には、全額免除と半額免除があります。

●30歳未満で所得が少ない方は若年者納付猶予

本人および配偶者の所得が一定額以下の場合には、世帯主の所得にかかわらず「若年者納付猶予制度」があります。申請して認められると、保険料の納付が猶予され後払いにすることができます。

●学生の場合は学生納付特例制度

本人の所得が一定額以下の学生の場合には、「学生納付特例制度」を申請します。申請して認められると、在学中の保険料を後払いにすることができます。

～国民年金についての相談・お問い合わせ先～

問合せ	富山社会保険事務所砺波事務所	☎33-1165
	市民課国保年金係	☎内線136～139
	庄川支所市民福祉課	☎82-1902

国民健康保険税についてのお知らせ

みなさんに納めていただく保険税は、医療費や出産育児一時金などの費用にあてるための貴重な財源です。なお、国民健康保険税の納税義務者は世帯主であり、世帯主本人が加入していない場合でも、世帯主に課税されます。今年度より新市の税率となり、納付回数も年8回（7月～18年2月）に分けて、納めていただくこととなります。

○平成17年度の年間保険税（4月から3月までの12ヵ月分）は次の方法で計算した額によります。

A 医療保険分

- ①所得割額（所得に応じて）
 （国保の被保険者に係る前年の総所得金額－基礎控除33万円）×6.8%
- ②均等割額 加入者1人につき年間 20,000円
- ③平等割額 1世帯につき年間 21,000円

B 介護保険分（国保に加入している人の中で、第2号被保険者（40歳以上65歳未満の人）がいる場合）

- ④所得割額（所得に応じて）
 （第2号被保険者に係る前年の総所得金額－基礎控除33万円）×0.75%
- ⑤資産割額（資産に応じて）
 第2号被保険者に係る今年度の固定資産税額×1.0%
- ⑥均等割額 第2号被保険者1人につき年間 4,500円
- ⑦平等割額 1世帯につき年間 3,600円

$$\text{年税額} = \text{A} (\text{①} + \text{②} + \text{③}) + \text{B} (\text{④} + \text{⑤} + \text{⑥} + \text{⑦})$$

問合せ	保険証等については	市民課国保年金係	☎内線138・139
	課税については	税務課市民税係	☎内線111・112

第56回社会を明るくする運動

社会福祉課 ☎内線126

法務省主催の「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

テーマ 「犯罪や非行の防止」または、

「犯罪や非行をした人の更生」
募集期間 7月1日（金）～31日（日）
応募先 〒100-8977
 東京都千代田区霞ヶ関1-1-1
 法務省大臣官房秘書課広報室

（はがき表面に「社明標語」と朱書してください。）

たんぽぽひろば

出町青葉幼稚園 ☎32-2848

出町青葉幼稚園では、未就園児の

みなさまに園舎・園庭を開放しております。どうぞお気軽にお越しください。みんなで一緒に遊びましょう。
とき 7月12日（火）
 午前10時10分～11時30分

場所 出町青葉幼稚園
内容 楽しい水あそび～
 ～着替えを準備してください～

※当園では、「時預かり保育」を行っております。詳しいことは、お問い合わせください。

体験・見学会のご案内

マシーンティサービスセンター
 南砺市谷142 ☎82-6000

とき 7月11日（月）～29日（金）
 午前9時～午後4時（土日祝日除く）
場所 マシーンティサービスセンター
内容 利用者の自宅までの送迎は可能です。入浴、食事、リハビリ等のサービスが体験できます。

費用 食事代400円
対象 身体障害者手帳をお持ちの方

意欲に満ちた方を求めています

～砺波広域圏事務組合職員・ 社会福祉法人わらび学園職員募集～

砺波広域圏事務組合事務局(砺波市役所内)
☎内線441～444

試験区分および受験資格

消防職員(初級) 若干名

昭和60年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた方。砺波広域圏内に住所を有する方。消防職員として職務遂行に必要な体力と健康を有する方。(身体の基準があります。)

水道事業所技術職員 1名

昭和54年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた方。理学、衛生学、工学等を履修した大学卒業または卒業予定者。生物学、工業化学等を履修した短大卒業または卒業予定者。砺波広域圏内に住所を有する方。

社会福祉法人わらび学園児童指導員 1名

昭和50年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた方。児童指導員任用資格者または取得予定者で大学卒業または卒業予定者。

第一次試験

と き 9月18日(日)

会 場 砺波市役所

試験科目

消防職員…教養試験、作文、適性検査、体力テスト

水道事業所技術職員…教養試験、作文

わらび学園児童指導員…教養試験、作文

受付期間 7月4日(月)～8月5日(金)

午前8時30分～午後5時15分

*受験票は、受付期間終了後、受験案内通知書を一緒に郵送します。

申込方法・申込先

受験案内に添付の申込書に必要事項を記入の上、砺波広域圏事務組合事務局へ提出または郵送してください。(詳しくは、「受験案内」によります。)

*受験案内は、砺波広域圏事務局、砺波広域圏水道事業所、砺波広域圏消防本部にあります。

石綿障害予防規則が制定

富山労働局安全衛生課

☎076-432-2731

アスベスト(石綿)による労働者の肺がん、中皮腫その他の健康障害防止対策の充実強化を図るため、事業者は、これまでの特定科学物質等障害予防規則においての対策から、『石綿障害予防規則(厚生労働省令第21号)平成17年2月24日公布』による対策を講じなければならぬこととなりました。(平成17年7月1日施行)

1日ミニドック健診が 利用しやすくなりました

市民課

☎内線138

病気の早期発見と治療を目的に日帰りのできる総合健診を行っています。この機会にあなたの健康管理を見つめ直してみませんか?

健診日 毎週月～金曜日

午前8時30分～(約半日程度)

実施場所・健診内容についてのお問

合せ先 砺波市健康センター3階健

診センター(砺波総合病院内) ☎32

13320(内線3300)まで。

申込先 市民課国保年金係まで

☎33-1111(内線139)

庄川支所市民福祉課

☎82-1902

*必ず1日ミニドック健診希望の旨をお話ください。

対象者 市内在住で勤務先等で

受診する機会のない方

各日定員 5名程度

申込締切日 8月1日～8月末日分

の受診希望は7月20日(水)まで。

検査費用 8,000円

(自己負担となります。)

検査内容 身体計測、眼科・聴力、

呼吸器、循環器、消化器、肝機能、

脂質検査、尿・腎臓機能検査、血液

一般検査、血糖検査

*その他、オプション検査があります。

入浴施設等利用券の引換えが
お済みでない方は
いらっしゃいませんか?

高齢児童課

市民福祉課

☎内線156

☎82-1902

平成17年度より市内在住の75歳以上(4月1日現在)の方を対象に、高齢者入浴施設等利用券の配布を行っています。

対象者の方には、4月下旬から5月上旬にかけて、はがきを送付しています。利用券を希望される方で、まだ引換えをされていない方は、はがきに必要事項を記入し、はがきを持参の上、高齢児童課または庄川支所市民福祉課まで、お越しください。※制度の詳細については、広報5月号にて掲載しています。

第10回ぼだい樹祭

ワークハウスとなみ野

☎33-5044

精神障害者授産施設ワークハウスとなみ野では、地域の皆さんとの交流夏祭りを開催します。

とき 8月6日(土)午後4時～7時

場所 ワークハウスとなみ野

イベント 利用者発表、出町保育所

キッズソラン、庄西中学校ブラス

バンド部マーチング演奏、となみ野

高等学校音楽部コーラス、フリーマ

ーケット、手作り作品販売、こども

ひろば、喫茶、屋台など